

身延山大学保護者会会則

- 第1条 本会は「身延山大学保護者会」と称し、事務局を身延山大学内（山梨県南巨摩郡身延町身延3567）におく。
- 第2条 本会は身延山大学に在籍する学生の全保護者を会員として組織する。
2、本会は賛助会員を募ることができる。
- 第3条 本会は身延山大学と会員との緊密な連絡をはかり、大学における教育、研究、課外活動の向上に資するとともに、会員相互の親睦に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
1) 学生の厚生、奨学並びに就職斡旋等に関する補助事業
2) 大学の興隆発展への援助
3) その他必要な事業
- 第5条 本会は次の役員をおく。
会長 1名 理事会が推薦し、総会で承認を得る。
副会長 2名 理事会が推薦し、総会で承認を得る。
理事 16乃至24名 会員の中から総会において選出する。
会計監査 2名 会員の中から総会において選出する。
会計 1名 事務局（山梨県南巨摩郡身延町身延3567）とする。
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
会長 本会を代表し、会務を統括する。
副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
理事 理事会を組織し、総会の決定に従い、本会の運営にかかわる事項を審議・決定するとともに会務を執行する。
会計監査 会計を監査する。
- 第7条 役員の仕事は1年とし、重任を妨げない。
2、欠員によって補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 本会に顧問をおく。
2、顧問は理事会の推薦により総会で委嘱し、重要事項について会長の諮問に応じる。
- 第9条 総会は毎年5月に開催し、役員の仕事承認、選出、委嘱、年間計画及び予算決算の承認、その他重要事項を決定する。ただし、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
- 第10条 理事会は、必要に応じて会長が召集する。
- 第11条 本会の決議は特に定められた場合をのぞき、出席者の過半数の同意により決定する。
- 第12条 本会の運営は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもっておこない、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2、前項の入会金は、10,000円、会費は年額12,000円とし、毎年4月に納入するものとする。
3、賛助会員の会費は、年額10,000円以上とする。
- 第13条 予算は、会長が毎年会計年度開始前に原案を作成し、理事会の同意を得て、総会に提案し、その承認を得る。
- 第14条 決算は、会長と事務局が毎年会計年度終了後1ヶ月以内に原案を作成し、会計監査を受け、理事会の同意を得て、総会においてその承認を得る。
- 第15条 本会の事務局は、当分の間大学学生支援室におく。
- 第16条 本会会則の運営にあたり必要なことは、身延山大学保護者会会則施行細則に定める。
- 第17条 本会会則は、総会の議決により改正することができる。

附 則

- 本会会則は平成8年9月27日よりこれを施行する。
本会会則は平成9年5月29日より改正これを施行する。
本会会則は平成10年5月7日より改正これを施行する。

身延山大学保護者会会則施行細則

第1条 本会会則の円滑な運用をはかるため、本細則を定める。

第2条 会則第2条第1項の「学生の全保護者」とは、親権者、または授業料を負担し、かつ学生の生活に関し責任をもつ者とする。

2、会則第2条第2項の「賛助会員」とは、保護者会会員であった者、及び本会の目的に賛同する者とする。

第3条 会則第5条中、会長・副会長の推薦については、理事会に会長・副会長候補者選考委員会を設け、委員会が選考した候補者について理事会が推薦するものとする。

2、選考委員は5名とし、理事の互選による。

3、選考委員は互選により、委員長を1名おく。

4、会長・副会長候補者の決定は、選考委員の3分の2以上の同意を得るものとする。

5、会長・副会長候補者は、本会会員中より選考するものとし、任期満了までに選考するものとする。

6、理事が会長または副会長に就任した場合は、理事を辞任するものとし、速やかに理事の補充をおこなう。

第4条 会則第5条中、理事の選出については、本会の目的に寄与するため、全国的視野に立って、次にかかげる地域から原則として2名ずつ選出するものとする。

北海道・東北・関東・中部北陸・山梨静岡・近畿・中国四国・九州

第5条 会則第7条に関して、役員は会員資格を失った場合でも、新役員が決定するまではその職にあるものとする。

第6条 役員に手当は支給しない。ただし、その職務をおこなうために必要な費用の弁償を受けることができる。